

平成 15 年 12 月 1 日

各 位

埼玉県春日部市大字赤沼 870 番地 1  
株 式 会 社 篠 崎 屋  
代 表 取 締 役 社 長 樽 見 茂  
(コード番号: 2926 東証マザーズ)  
(連絡先) 取締役管理部長 中山 文博  
電 話 0 4 8 - 9 7 0 - 4 9 4 9

## ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 12 月 1 日開催の当社取締役会において、ストック・オプションの実施等を目的として、株主以外のものに対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 15 年 12 月 18 日開催予定の当社第 17 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由

当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対するインセンティブを高めることを目的として、以下の要領により、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行するもの。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 300 株を上限とする。

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 0.01 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が存続会社となる合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は目的となる株式の数の調整するものとする。

##### (3) 発行する新株予約権の総数

300 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

##### (5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき 1 株当たりの金額(以下「払込価額」という。)は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に 1.05 を乗じた価額とし、これにより生じた 1,000 円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。)を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とする。なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は当該株式分割において

は、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成18年5月1日から平成21年4月30日まで（行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日を行使期間の最終日とする。）

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。  
新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権の割当を受けた者が、権利行使前に(6)に規定する新株予約権行使の条件に該当しなくなった場合、その新株予約権については無償で消却できるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却できるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成15年12月18日開催予定の当社株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上